

「(仮称) 製造現場管理講座」及び「(仮称) 製造現場基礎講座」に係る 企画・運営の委託先公募について

1 趣旨

公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）では、京都の未来をひらく次世代産業人材活躍プロジェクト*の一環として、スマート産業関連生産性向上事業（高度戦略マネジメント分野 人材育成事業）を実施しています。本事業は、研修・セミナー等を通じて良質で安定的な雇用機会の拡大及び職場定着の促進を担う経営人材（経営者層、幹部層、責任者等）を育成することをねらいとし、各種連続講座と財団コーディネータによる企業伴走支援を一連で行うものです。

今回、「(仮称) 製造現場管理講座」では、製造現場の責任者（候補者）として企業活動全体を把握しながら、持続的に製造現場の価値向上と現場で成果を出すための組織づくりができる製造部門（工場）管理責任者を育成するため、また、「(仮称) 製造現場基礎講座」では、生産性を高めるための着眼点や仕組みの定着化、生産現場の機能や役割を理解できる監督者（係長・主任・班長・リーダー）の育成を目指し連続講座を開催します。

ついては、上記連続講座の一体となった企画・運営について、より効果的な内容にするため今回広く公募します。

*本プロジェクトは、2019年4月から、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、京都の主要産業であるものづくり産業、非正規率の高い観光関連産業、特に人手不足が深刻な建設業を対象として、産学公・公労使の「オール京都」体制のもとで、AI、IOT技術等を活用した生産性向上や就労環境改善に取り組み、質の高い安定的な雇用を創出することを目的とした事業です。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「(仮称) 製造現場管理講座」及び「(仮称) 製造現場基礎講座」に係る企画・運営委託業務

(2) 委託業務内容

別添「(仮称) 製造現場管理講座」及び「(仮称) 製造現場基礎講座」に係る企画・運営委託業務仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和3年2月15日まで

(4) 委託契約上限金額

2,497,000円（消費税込み）

3 担当部署

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 4 階 425 号室

公益財団法人京都産業 2 1

京都経済センター支所 連携推進・人材育成グループ

TEL 075-708-3333 FAX 075-708-3262

※受付時間 公募期間中の平日の 9 時～12 時、13 時～17 時まで

4 応募資格要件

次の要件のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 過去に募集する内容と同種の業務を実施した実績を有し、十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 項規定により、京都府その他地方自治体から入札参加資格を取り消しされていないこと。
- (3) 都道府県税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 応募方法

応募される方は、下記「6 提出書類」の書類に必要事項を記載の上、指定期日までに「3 担当部署」までご提出ください。また、質問は、文書（様式は自由。ただし規格は A4 判）により行うものとし、E-mail またはファクシミリで受付します。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出期限 令和 2 年 3 月 25 日（水）17 時必着
- (3) 提出書類作成に関する質疑応答
質疑期限 令和 2 年 3 月 19 日（木）16 時まで
質疑方法 E-mail（送信先：jinzai@ki21.jp）または、
FAX（送信先：075-708-3262）
回答方法 E-mail または FAX の送信で回答

6 提出書類

以下のすべての書類とする。

	提出書類	部数	内容等	備考
1	応募申込書	原紙1 写し6		様式1
2	会社概要一覧表	原紙1 写し6		様式2
3	企画提案書	7		様式任意
4	見積書（消費税込み）	原紙1 写し6	別紙に見積もりの基礎となる明細を添付のこと。	様式任意

7 プレゼンテーションの実施

提案内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和2年4月3日（金）時間は別途応募者に通知します。
- (2) 場所 公益財団法人京都産業21 本部事務所内（最寄駅：JR 丹波口駅）
- (3) 説明者 本企画・運営の担当者

8 評価及び選定

(1) 評価基準は以下のとおりとします。

	評価項目	評価基準
1	業務内容の理解度・提案内容の優良性	提案内容は具体性があり、目的に合ったカリキュラム構成、工夫がなされているか。また、受講する中小企業の目線に立った提案内容になっているか。
2	受講成果の現場での実践	提案内容は講座終了後も中小企業の現場での実践につながる内容か。
3	業務内容の遂行能力	提案内容を確実に遂行できる体制、能力を有しているか。
4	業務遂行の確実性	過去に同種の類似業務で良好な実績をあげているか。
5	必要経費	業務に見合った適切な経費であるか。

(2) 評価選定委員会の審査により委託相手方を選定する。選定後、すべての応募者に対し、結果を通知する。

(3) 選定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

ア 応募者が「4 応募資格要件」を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

9 その他

- (1) 応募書類の作成及び提出、プレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 募集に際して提出いただいた書類は返却しません。
- (3) 委託業務内容について、内容の一部を変更する場合があります。
- (4) 本事業は令和2年度京都府予算の議決に基づく京都府との委託契約の締結を前提とした事業です。委託契約の締結がなされない場合には、事業化されませんので、あらかじめご了承ください。